

## 国立市公共建築物等における木材利用推進方針

### 1. 目的

この方針は、国立市内の公共建築物及び公共工作物（以下「公共建築物等」という。）の整備における多摩産材や北秋田市産の木材をはじめとする国産木材（以下「多摩産材等」という。）の積極的な利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号。以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和 3 年 10 月 1 日木材利用促進本部決定）及び東京都建築物等における多摩産材等利用推進方針（令和 4 年 8 月 5 日付 4 産労農森第 600 号）に即して、法第 12 条第 2 項に掲げる必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 用語

本方針に使用する用語の定義は次のとおりとする。

#### (1) 建築物

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。

#### (2) 公共建築物

国立市が管理を行う建築物（外構を含む。）をいう。（市の委託等により管理される建築物を含む。）

#### (3) 建築

新築、増築、改築又は改修をいう。

#### (4) 公共工作物

国立市が事業主体となり施工する道路、河川、公園等に係る工事により整備される工作物をいう。

#### (5) 多摩産材

多摩産材認証協議会が定める制度により認証された木材をいう。

#### (6) 北秋田市産の木材

国立市と北秋田市との森林整備の実施に関する協定書に基づく森林整備による間伐材など、友好交流都市である北秋田市内の森林等から生産された原木、及び北秋田市内で製材・加工した木材製品をいう。

### 3. 木材利用の意義

森林は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給などの多面的な機能を通じて国民生活及び経済の安定に重要な役割を担っている。この森林の機能を高度に発揮させるためには、伐って、植えて、育てるという森林の循環に加え、木材の利用が不可欠である。そのため、国産木材の利用拡大は、林業・木材産業の持続性を維持し、日本各地における森林の適切な整備や山村をはじめとする地域経済の活性化にも資するものである。

また、木材は、製造・加工に必要なエネルギーが他の原料に比べて少ない資源であり、エネ

ルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」の特性を有する。加えて、木材は断熱効果、調湿効果、吸音効果のほか、人の心を和ませる効果などの特性も有しており、建築物に利用することで快適な生活空間を創出する。

こうしたことから、公共建築物等における木材利用を促進し、多摩産材等の利用拡大を図ることにより、森林の適切な整備を促進することは、脱炭素社会の実現や都市における快適な都市空間の形成、地域の経済の活性化等に貢献する。

#### 4. 国立市内の公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

国立市は、「3. 木材利用の意義」を踏まえ、以下により、公共建築物等における多摩産材等の利用の促進に努める。

##### (1) 公共建築物等における木材の利用の促進

###### ア 公共建築物

公共建築物の建築等においては、施設の規模・特性を踏まえて積極的に木材の利用を検討し、多摩産材等の使用に努めるものとする。

###### イ 公共工作物

公共工作物の整備においては、積極的に木材の利用を検討し、多摩産材等の使用に努めるものとする。

###### ウ 備品及び消耗品等

什器等の備品及び文具類等の消耗品は、多摩産材等を利用したものの使用に努めるものとする。

##### (2) 多摩産材等の利用の促進の啓発

多摩産材等の普及、PRを推進し、事業者及び市民に対し、建築物等への木材利用が促進されるよう働きかけ、理解と協力を得るよう努める。

#### 5. 国立市内の公共建築物等における木材の利用の目標

国立市内の公共建築物等の整備を実施するに当たっては、施設の規模・特性を踏まえて積極的に木材を利用した方法を採用し、多摩産材や北秋田市産の木材の使用に努めるものとする。あわせて、国産木材の利用拡大の観点から、大規模に木材を使用する場合や、多摩産材や北秋田市産の木材の供給の不足が見込まれる場合等は、国産木材についても積極的な使用に努めるものとする。

#### 6. その他国立市内の公共建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

公共建築物等の整備において木材を利用するにあたっては、建築コストの適正な管理、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に配慮するとともに、利用者のニーズや木材の利用による付加価値、自治体間連携や地産地消等の観点による調達産地の選定等も考慮し、これらを総合的に判断し、木材の利用に努めるものとする。

#### 付 則

この方針は、令和4年11月1日から施行する。